

森鷗外「舞姫」私議

— 辞書と法律、その他 —

1 エリス問題

竹盛 「舞姫」やりますか。どうでしょう。

磯貝 「舞姫」というのはあまり論じられ過ぎていて……。

小堀 このシンポジウムは「舞姫」が登場しないがゆえに甚だ水準が高いのだと思っていたのですが……。 (笑い)

磯貝 「舞姫」にこだわり出すといやになってしまふところがあるんだな。

右は「シンポジウム日本文学13 森鷗外」(昭52・2 学生社)の一節である。森鷗外と言えは「舞姫」(明23・1「国民之友」)がまず連想される程に彼の文業の中ではポピュラーであるとともに、一方に、帰国後の鷗外を追いかけて来たドイツ人女性と作中人物とがいずれも同じエリスであるというような、所謂「エリス伝説」^{注1}の謎が伏在するゆえに研究者にとっても誘惑的作品で、実におびただしい考察が発表されている。右のシンポジウム出席者たちの発言には、そのような事情が言外に示されているのである。しかしながら、「舞姫」評価の一方に「ドイツに渡った鷗外森林太郎の洋行の事実を近代日本文学の紀元としたい」(「森鷗外のロマンチズム」昭24・9「群像」、筑摩全集類聚版

* 浅田 隆

「森鷗外全集」別巻収載)という佐藤春夫の指摘もなお有効性を持ち、文学史上近代日本文学の黎明を告げる作品として評価されている。

しかし「舞姫」はエリス伝説以外にも多くの問題をはらんでいる。谷沢永一氏が「事を描き筋の運びを促す筆意の、圧縮された描写は、多くの感銘深き部分を作っている。」(「鷗外「舞姫」の発想」昭32・7 関大「国文学」と言うような「圧縮された描写」^{注2}が、場合によっては文意を曖昧にしたと思われる点もある。また鷗外自身の推敲による「舞姫」本文が六種類あり、没後(大正11年7月9日没)の本文批判による岩波版「鷗外全集」(昭11・6)の本文確定にいたるまでの間に、長谷川泉氏によれば十六種の「舞姫」^{注3}収載本がある(「増補森鷗外論考」昭41・6 明治書院)というような事情。さらに省筆による文意の曖昧さとは別に、不分明な語句があることなども問題として挙げ得よう。

ところで昭和五十七(一九八二)年度日本近代文学会関西支部大会(11・6 於神戸松蔭女子大学)のシンポジウムでも「舞姫」が採り上げられ、「舞姫」本文の校異をも踏まえて嘉部嘉隆氏が、「森鷗外—八恨√に生きる—」(昭51・12 講談社現代新書)に集約されたエリス論を発展させる立場から山崎国紀氏が、また長年にわたる鷗外研究を鳥瞰しつつその業績内容を要約する形での長谷川泉氏の報告があった(司会谷

沢水一氏)。その中で嘉部氏から、「舞姫」中の不分明な語句の例として「熾熱灯」「獣綿」「門守」「前房」などについての疑問が呈され、さらに「熾熱灯」に関する解釈について、「熾熱灯」をアーク灯とするか白熱灯とするかについては「むしろ鷗外が帰国の際に乗ったアヴァ号を調べてみる必要があると思う」との発言がなされた。嘉部氏は精緻な鷗外研究者として知られる方ではあるが、この発言については少し考えさせられる。シンポジウムにおける口頭発言を論うようではあるが、サイゴン港の船中で「手記」を草する豊太郎の情景を想像する上で、その照明具は大切な要件であるにしても、仮りにアヴァ号がアーク灯であったからといって、解釈の参考とはなっても意味確定の保証とはならないのではないか。つまり、アヴァ号がアーク灯であったとしても、原作者の意図が介在する以上、事実と作品世界とは厳密に峻別されるべきではなからうか。特に「舞姫」の場合、エリス問題を包含するゆえに、作者を作中人物に無批判にスライドさせることを警戒しなければならないように思う。

ところで「舞姫」は右のような事情とともにつぎのような問題を抱えているため、極端に言えば無限の謎を秘めているとも言え、「これ以上『舞姫』を解く鍵はないのか」(山崎一穂氏 昭53・9『国文学』)という題目の考察が発表されるほどである。

このような「舞姫」論盛行の背後には、作品発表直後に石橋忍月との間に激しい論争が行われたこと、作中のエリスを発狂させドイツに放置するという作品の結末が、来日した実在のエリスを系族ぐるみで追いついてしまったという事実とかわわっているか見え、系族への鷗外の意識は如何という問題。さらにこの事件を伝えるに際し系族を陥陥に追いやった「家」意識と、「家」意識を象徴とする近代日本の精神構造などの問題がある。そして最も重視したいのは、このような

精神構造を鷗外自身がどのように受容していたのかという問題である。

長谷川泉氏はかつてエリス実在説を否定し、鷗外系族の回想中に見えるドイツ人エリスについて「森家において『舞姫』から逆用した隠語と見るのである」(第五版『近代名作鑑賞』昭52・8 至文堂 初出昭32・8~33・3『国文学』断続掲載)とした。その後山崎国紀氏は星新一による新資料「祖父・小金井良精の記」(昭49・2 河出書房新社)をもとに「鷗外はエリスとなんらかの約束をして、日本にまで、その愛の継続を考えていたと思う。つまり、エリスは鷗外にとって、たんなる『行きずりの女』などではなく、相当深刻な相手であったのではないか」(傍点原文「森鷗外へ恨みに生きる」)との判断を示したが、これについても長谷川氏は「私は、この説をとらない」(前掲書)としている。

さて、比較的最近にいたって二つの報告がなされた。「鷗外のナン・素人探偵」が解く「『エリス』は本名エリーゼ・ビーゲルト」(昭56・5・26『朝日新聞』夕刊)で、中川浩一・沢護両氏の調査を報じたものである。内容は、沢氏が明治二十一(一八八八)年の週刊英字紙『ザ・ジャパン・ウィークリー・メール』(横浜発行)の九月十二日(エリス到着の日)と十月十七日(離日の日)の項に「Miss Elise Wiegert (ミス・エリーゼ・ビーゲルト)」と記されているものを発見したというもの。他の一つは金山重秀・成田俊隆両氏による「来日したエリーゼへの照明——『舞姫』異聞の謎解き作業の経過——」(昭56・8『解釈と鑑賞』)で、エリスの往復の足取りを寄港地の原地紙で確認したものの。エリスのドイツ出航はブランシュバイク号にて七月二十五日、香港でジュネラルウェルダール号に乗り換え九月六日出航、そして九月十二日横浜着。帰路は同じジュネラルウェルダール号で十月十七日横浜出航、香港でネッカー号に乗り換え十月二十九日出航、十一月二十九日ジュネ

アに上陸。以上のような報告である。前者ではエリスが実在したこと、また彼女は「舞姫」中に父として登場するエルンスト・ワイゲルトと同じ姓を名告ったという事実が明らかとなり、後者では、注目すべきことに、鷗外はアヴァ号で、マルセイユ港から七月二十九日帰途に着いたが、エリスの方が二日早く旅立っていたという事実が明らかにされたわけである。

以上のような二つの新事実について長谷川氏は「ヒロインであるエリス・ワイゲルトは、名前からしてエリーゼ・ビーゲルトあるいはエリーゼ・ワイゲルトに、あまりにもつきすぎる」とし、さらに「横浜に着いたミス・エリーゼ追跡の手がかりができた」「悲劇の『事件ノ独乙婦人』の実像が、これを契機にあきらかにならば、『舞姫』との関係の追及には、さらに拍車がかけられるかもしれない」(『鷗外文学の側溝』昭56・11 明治書院)となお慎重である。そしてこれは、作家論周辺の事実の追及をそのまま作品論にスライドさせることに対する慎重さと受け取れるのである。

さて、エリス論議その他について簡単な要約を試みたが、この後エリス像ならびに鷗外との関係が明らかにされたとしても、そのことによつて「舞姫」の主題がどの程度明らかになるかは疑問である。確かに山崎氏が言われる如く、鷗外系族のエゴによつて生木を裂く如くに終つた愛であったとしても、作中に封じ込めようとした鷗外の想念が、私的なものに限定し得るかどうかが、作品を貫く主題の文脈は、作者を離れて社会的に自律しているはずなのである。^{注4}

2 「辞書」と「法律」

先に鷗外自身の推敲により、「舞姫」には六種類の本文があると述べたが、さらに自筆草稿も現存しており、本文批判の面からも興味深

い作品である。筆者が検討し得たのは、自筆草稿「舞姫」(昭35・12 上野精一私家複製版)、初出「国民之友」附録「漢監草」、「美奈和集」(明25・7 春陽堂)、「改訂水沫集」(十版 明43・10 春陽堂)、「塵泥」(大4・12 千草館)で、他に「国民小説」(明23・10 民友社)、縮刷本「美奈和集」(大5・8 春陽堂)があるらしいが、残念ながら実見できなかった。

以下に確認し得た諸本の校異を、問題の箇所前後に限定して掲げる。略号として、稿は草稿、国は「国民之友」、美は「美奈和集」、塵は「塵泥」を指す。なお、「改訂水沫集」本文は、該当箇所「美奈和集」との異同が見られないのでこれを省く。底本として岩波版「鷗外全集」を用いた。草稿・「国民の友」に無く「美奈和集」において打たれた句読点についてはその右側に{ }を、草稿推敲段階での抹消箇所は△▽を示し、欄外挿入部分には右に傍点を付し抹消された語句については該当箇所の本文右側に{ }を付し、異同内容を()内に記した。

「舞姫」校異抄

かくて三年ばかりは夢の如くに△過▽たちしが、時來(た稿国)れば包みても包み(裏みても裏み稿国)包みても包み美、包み塵)がたきは人の好尚なるらむ△り▽、余は父の遺言を守り、母の教(稿国)に従(稿国)ひ、人の神童なりなど妻むるが嬉しさに怠らず學びし時より、官長の善き働き手を得△つ▽たりと羨ますが喜ばしさにたゆみなく勤めし時まで、たゞ(唯だ稿国)所動的(被動的稿国)美、器械的の人物になりて自ら悟らざりしが(に稿国)今(稿国)二十五歳(稿国なし)と(に美)なりて、既に久しくこの自由なる(の稿国)大學の風に當り(あたり稿国)美)たればにや、心の中(稿国)なにとなく△妥(穆か稿国)ならず、奥深く潜(潜美)みたりしこと(眞稿国)

の我（我）稿国は、への、やうやう表に（次第々々に表てに稿国、やうやく表に美）あらはれ（願れ稿国）て、へ或るとき突然と、きのふ（昨日稿国）までの我ならぬ我を攻（攻撃稿国）むるに似（似）し（するに似稿国）たり。余は我身へ性質への今の世に雄飛すべき政治家へ、稿国になるにも宜しからず、また（稿国なし）善へ能く法典を暗して獄を断ずる（する稿国）法律家になるにも（などとなるに稿国）ふさはしからざる（宜しからぬ稿国）を悟り（發明し稿国）たりと思ひぬ。へ何ぞ況や刀筆の吏へをやとるをや

へ嗚呼、余は私（か稿国美）に思ふやう、我母は余をへして活（活）字書きたる辭書（字書稿国美）となさんとしへ思ひ、我官長は余を活きたる法律（法律稿国美）となさんとしへ思ひ、我官長は余をへとして、辭書（字書稿国美）たらむは猶ほ堪ふべけれど、法律（法律稿国美）たらんは忍ぶべからず。今までは瑣々たる問題にも、極めて丁寧（丁寧稿国美）に、極めて稿国いらへ答へしつる（たる稿国美）余が、この頃より官長に寄する書には連りに法制の細目に拘（拘ら稿国）ふべきにあらぬを論じて、一たび法の精神をだに得たらんには、紛々たる萬（萬）口（口）事は破竹の如くなるべしなど、廣言しつ（たり）へ（ぬ稿国美）。又（た稿国美）大學にては法科の講筵をへば、餘所にして、歴史文學に心を寄せ、漸く藤を嚼む境に入りぬ。

官長はもと心のまゝに用ゐる（ゆ稿国）べき器械をこそ作らんとしたりけぬ（れ稿国）。獨立の思想を懷きて、人なみへの猶くならぬ面もちしたる男をいかでか喜ぶべき。危（危）殆（殆）きは余が當時の地位なりけり。（稿国）

以上の校異でも明らかなように、右の部分では表現上の字句の訂正や句読点の挿入が中心となっており、テーマやモチーフの変更にかかわるほどの異同は見られない。

特に今筆者が問題とする「活きたる辭書」「活きたる法律」の部分については、「塵泥」で「字書」は「辭書」に、また「法律」については、「法律」に改められたわけだが、これは文脈の変更にかかわるような推敲ではなく、内容的に同系統の意味群に属する語の異同と言えよう。ということは、母は豊太郎に辭書的なものになることを要求し、官長は法律的なものになることを要求したという構造は、鷗外の執筆段階から動かぬ構想であったことになる。

ところで長谷川氏は右の本文「余は私に思ふやう」から「漸く藤を嚼む境に入りぬ」を引いて（前掲『近代名作鑑賞』）

豊太郎の覚醒を告げるこの一連の文章は、まさに日本の近代文学における思想の青春の象徴である。豊太郎の感慨には、鷗外自身のたぎる情熱が込められている。

と述べている。この部分のみならず、先に校異を示した辺り全体に豊太郎の自我の覚醒が謳いあげられているのは確かである。そして注意すべきは、筆者が問題とする部分こそ、それまでの豊太郎を「所動的器械的」たらしめていた抑圧者への具体的な反発の信条が述べられている部分だということである。小堀桂一郎氏は

自由、獨立の感慨を知らずして単に能吏たるは必ずしも真正の男子に非ず、という反省がおそってくる。「妄想」中の言葉を借りて言えばへ役者が舞台へ出て或る役を勤めてゐるに過ぎないやうに感ぜられるこの反省は自分を此處へ導いてきた境遇に向かつてはねかえてゆく。へ我母は余を活きたる辭書となさんとし、我官長は余を活きたる法律となさんとやしけん。へかくて自由と獨立という理念の把握はやがて太田の反抗となつてあらわれる。

と述べている（『若き日の森鷗外』昭55・5 東大出版会）。類似の指摘は小

泉浩一郎氏『森鷗外論—実証と批評—』（昭56・9 明治書院）にも見られる。確かに前後の文脈としては、右の解釈に異論を唱える要はない。しかし、鷗外は一体「辞書」「法律」にどのような意味を封じ込めたのであろうか。ことは語句解釈上の問題でありながら、実はモチーフにかかわって行くような大きな問題を抱えているようにも思えるのである。

筆者が見得た注釈としては、『近代文学注釈大系 森鷗外』三好行雄「注釈」（昭41・1 有精堂）、筑摩全集類聚版『森鷗外全集』須藤松雄「語注」（昭48・3）、『日本近代文学大系 森鷗外集』三好行雄「注釈」（昭49・9 角川書店）、『明治の古典8 カラーグラフィック』井上靖「語釈」（昭57・3 学習研究社）などがあるが、いずれも「辞書」「法律」についての明確な解釈は示されていない。

ところで先にも引用した如く、「活きたる辞書」「活きたる法律」前後の内容が自我の覚醒を感じさせるに足るものであることは否めない。しかしながら、そうした文脈の中で「辞書」「法律」が、どのような意味をもって配されているかについては、少し不明瞭ではなからうか。鷗外は前後の文脈に、より適確な、また自己の創作意図に、より適した語として推敲斧正してさえているのである。^{注6}

一読後の印象としては、問題の箇所直後に「官長はもと心のまゝに用ゐるべき器械をこそ作らんとしたりけめ」とあり、「活きたる辞書」も「活きたる法律」も共に、没主体的な「所動的、器械的の人物」を比喩的に表現した単なる対句的表現として理解しがちであろう。つまり、きのうまでの「我ならぬ我」を「まことの我」の立場から対象化し、自我の抑圧者とその要求を明示したということになる。しかしながら、注意して読めば両者は豊太郎にとって価値的に同等ではなく、「辞書たらむは猶ほ堪ふべけれど、法律たらんは忍ぶべからず」と、

その拒否する対象に明らかに差を設けているのである。一体その差とは何なのか、またそのように区別する理由はどこにあるのかということについては、先に触れた作品の文体の性質（略筆法）によるためか、作中では説明されていない。

心中ひそかに思ったことであるが、わが母は私を活きた辞書となそうとし、わが役所の長官は私を活きた法律となそうとしたのである。辞書になるのはまだ耐えられぬこともないが、法律になるということに到っては我慢することはできない。（傍点筆者）

右は『明治の古典』の編著者井上靖の現代語訳で、「官長」を「役所の長官」とするのは若干疑問が残るが、傍点を打った部分には原文の微妙なニュアンスを再現しようとする配慮が感じられる。ところで文中*印に注があり、つぎのように記されている。

次の「活きた法律」と照応している。自己を喪失して他に活用されればかり人間という意味で、本来「辞書になる」ことも「法律になる」ことも同義のはずであるにもかかわらず、ここで軽重の差を付けている点に注目したい。明らかに「母」は庇^{かば}われている。

この注釈は山崎一類氏の「これ以上『舞姫』を解く鍵はないのか」に拠っているように思われる。山崎氏は「辞書」も「法律」も「共に忍ぶべからざること」だが「単に母に対して反撥してはいても、これ以上突き詰めていない」のは「母を保護することで小説は成り立っている」という「舞姫」の性格によるものだとする。「母を保護する」とは、例えば豊太郎が留学先で免官となった直後に母は世を去った。その母は夫を早く失い「母であって母でない」「家を背負った母」である以上、「エリスとの恋」と「母」とは対立して来る。その「母を死に追いやった」のは「二者撰一の究極の場を避け」る為の設定だと山崎氏は判断し、「家を背負った母」との究極の対決を回避しつつ友人

相沢を介して母が背負った家の方向に豊太郎を回帰させた鷗外像を作品の背後に見、

執筆時の鷗外自らを肯定する形で押し切ってしまったのである。すでに豊太郎は鷗外によって、エリスを捨てて帰国する必然性を最初から托されていた。

と述べている。鋭い指摘である。しかしながら、問題の箇所限定して考えるとき、はたして鷗外は「母を庇護」する意図のもとに「辞書たらんは猶ほ堪ふべけれど」と記したのだろうか。

ここで注意したいのは、豊太郎が「活きたる辞書」については「猶ほ堪ふべけれど」と判断し「活きたる法律」については「忍ぶべからず」と判断したのは、それぞれを要求する自我抑圧主体に対する豊太郎の判断に由来するのか、それとも「辞書」「法律」自体が持つ性格についての判断に由来するのかわからない点である。

豊太郎は自我に目醒めた後の思いとして「我身の今の世に雄飛すべき政治家になるにも宜しからず、また善く法典を誦じて獄を断する法律家になるにもふさはしからざるを悟りたりと思ひぬ」と記している。「獄を断する法律家」への拒否は「活きたる法律」への拒否の信条に対応するが、「政治家になる」ことへの拒否が「活きたる辞書」に対応するとは言えず、これもむしろ「活きたる法律」に対応すると言えよう。となると、先に「作中では説明されていない」と言ったが、「活きたる法律」を拒否する根拠は曖昧ながら示されていることとなる。

後に鷗外は明治四十(一九一〇)年代に「ここは日本だ」というリフレインを持つ「普請中」(明43・6『三田文学』)や「Forschung」といふ日本語も出来てゐない」日本の文化状況を慨嘆する「妄想」(明44・3、4『三田文学』)、歴史と神話の相違を知らながらも社会秩序の為に峻別

することを恐れる父と、峻別し科学的に認識することが隠健な思想を醸成すると考える五条秀麿との、父子のすれ違う思いを描いた「かのやうに」(明45・1『中央公論』)などを発表した。これらの作品はいずれも『三田文学』(大3・5)の「新刊批評」(署名しげい)が言うように「描写法表現法などに不整不備の点が見られる中途半端な作品ではあるが、特に「妄想」「普請中」は留学直後の鷗外の日本への思いが比較的直截的に述べられていること、また日本の文化状況へのアイロニーとなっている点で共通している。

ところで、法律の整備は鷗外留学当時の新生国家日本にとって火急の要務であった。しかしながらその法律は、一旦制定されてしまったならばそれが改変されるまで、如何なる悪法も法として社会・人間をからめ取ってしまうという性格を持っている。歴史の中で生きて躍動する個人の主体的な「生」は、常にその現象化された結果的部分によって断罪され、その断罪は法の名のもとに行われるのである。しかし豊太郎は「器械」ならざる生きて躍動する「生」に似たものをドイツの自由な風に乗る中で体験してしまった。その彼の関心は次第に法律・政治方面から歴史・文学の方面に移って行くが、歴史・文学とは、生きて躍動する部分に深くかかわっているのである。彼は母が求める「活きたる辞書」に対する否定の心象を持っている。しかし「辞書」の場合「活きたる法律」と同様に没主体的ではあるにしても、他に對する能動性、他の躍動する「生」に対する支配力は稀薄であり、その故に心ならずも堪えることが出来るということにはすまいか。

つまり法律は秩序の立場から、その秩序維持に抵触する要素を持つ者を縛り、秩序に従うことを強制する機能を持っており、「活きたる法律」とは秩序に盲目的に従い、現実社会の中で生きて躍動する主体を一定の枠内に閉じ込める役割を演じることを意味する。そして法律

とは一方に、その法律の制定された時代(過去)の価値によって現在を縛るといふ性格をも持っているのである。

ところで、ここで問題とする秩序とは、明治二十三(一八九〇)年一月という「舞姫」発表の時代の秩序を指すこと言うまでもない。そして、その前年二月には「大日本帝国憲法」が發布され、その「告文(上諭)」に「帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ」とあるように、明治二十三年十一月二十九日の第一議会の開会をもって発効した。つまり「舞姫」はこの憲法發布から憲法発効にいたる約二年間の、ちょうど中間点において発表されているのである。筆者はここでことさらに、豊太郎を法科学生に設定し法律事務官として洋行させた鵬外の意図を、憲法發布に短絡させようというのではない。ただ、ここで注意しておかねばならないのは、後年に、帰国直後の感懐を描いて見せた「普請中」「妄想」そして約二十年後の日本を基盤とした「かのやうに」の中にうかがえる、彼の対秩序の姿勢である。また、同年十月三十日に漢發された「教育勅語」をここに加えることも出来る。

「皇朕レ謹ミ畏ミノ皇祖ノ皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承継シ旧罔ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無し」(告文)、「朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ対シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」(勅語)、「大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(一章一節)、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」(一章三節)、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」(教育勅語)。以上のような章句が直接的に作品とかかわって来るのではない。しかしながら自由民権運動の抑圧のうえに發布された経緯とその立法の精神や絶対主義的専制統治権者天皇とその臣民という国家観、さらにこれを徹底すべき役割をになつた「教育勅語」などが作ら

れて行く過程とその背景の動きは、「舞姫」の「故郷なる母を都に呼び迎へ」た豊太郎の「我が名を成さむも、我家を興さむも、今ぞともふ」ような精神構造を巧妙に組み込み、結果的には「足の糸は解くに由なし」といった形で個人を掬い取ってしまうような体制をより強固に仕上げようとする動きでもあった。

「かのやうに」は大逆事件(明43)以後の執筆であり、「沈黙の塔」(明43・11『三田文学』)同様に大逆事件に対する鵬外の立場が暗示されているのだが、作中に五条秀磨の父に対する思いとして、

危険な物の這入つてゐる疑のある箱の蓋を、そつと開けて見ようとしては、その手を又引つ込めてしまふやうな態度に出るのを見て、齒痒いやうにも思ひ、又氣の毒だから、いたはつて、手を出さず置かなくてはならないやうにも思ふ。父が箱の蓋を取つて見て、白昼に鬼を見て、毒でもなんでもない物を毒だと思つて怖れるよりは、箱の内容を疑はせて置くのが、まだしもの事かと思ふ。

と記されている。この思い自体は例の *Resignation* に通うものではないにしても、レジグナチオンの姿勢を取らざるを得ない理由にまで言及しての姿勢の表明は決してレジグナチオンではなく、そのような姿勢を借りて明らかな文明批評をしていることにならう。同様のことは豊太郎を造形する段階での鵬外についても言えはすまいか。

明治二十(一八八七)年前後にドイツで法制の細目を調査する豊太郎は、既に述べた事実でも明らかなように、大日本帝国憲法体制下の法制整備の事務に参画していることとなる。

もし豊太郎が国家の目指す秩序を肯定し、その完成に参加することを光榮と考えるようなかつての豊太郎であり続けるならば、憲法が目指す国家秩序完成のために科学的真実をも等閑に付して「獄を断する法律家」となることも出来たはずである。しかし免官後通信員となつ

た豊太郎をとらえたのはハイネであった。ハイネはドイツの既成権威への反抗を試み、青年ドイツ派としてパリからドイツを批判した人物である。免官後の彼が「民間学」に長じ「一種の見識」を養うに到ったのも、むしろ免官以前からの「歴史・文学」への関心の延長上に必然的に生じた傾向であったと言える。

以上のような豊太郎にとって「活きたる辞書」は他に對する能動的規範性を有しないという意味で「猶ほ堪ふべけれど」ということになり、「朕力現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ」「憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ」「臣民ノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」等々の内容を有する秩序の側から「獄を斷ずる」ことにならる「活きたる法律」は何としても忍び得ないということにもなる。^{注11}

3 豊太郎と鷗外

以上のような豊太郎も、相沢と天方伯の勧めに應じてエリスを残して帰国した。この帰国については(1)で記したような鷗外自身の帰国とエリスの来日、さらにエリス追い返しという作品に先行する事実が動かし難かったということもありはするだろうが、^{注12}また別な見方も可能となつて来よう。

鷗外の場合、豊太郎とは違いドイツにあつても「民間学」の世界で十二分に雄飛し得る条件があつたことは、例のナウマンとの論争その他のドイツにおける活躍によつてうなずけよう。もし鷗外が自己の思いを豊太郎に完全に託して形象化せねばならない事情があつたとするならば、逆に彼はドイツに留まって自由にのびやかに生きることも出来たのではなからうか。

しかし現実の鷗外には豊太郎よりもはるかに明るいドイツでの展望

があつたであろうにもかかわらず、帰国した。そこには豊太郎とは違つた条件「故里に頼もしき族」が居たからであろうか。あるいは豊太郎とは違い、彼に大きな期待をかけ「家を興」してくれることを待ち望む母や系族(家)があつたからだろうか。しかしそのような外的な束縛や制約としてのみとらえるよりも、彼自身の内に日本への帰属意識とその帰属意識を基盤とする匠気があつたとすべきではなからうか。

自分の願望の秤も一方の皿に便利な国を載せて、一方の皿に夢の故郷を載せたとき、便利の皿を吊つた緒をそつと引く、白い、優しい手があつたにも拘らず、慥かに夢の方へ傾いたのである。

(「妄想」)

と主人公に回想させるのもその故ではなからうか。「白い、優しい手」とは、彼を日本にまで追い求めて来たエリスを指すのかも知れない。あるいは「独逸日記」に隠顕する女性たちも含めるのかも知れない。しかしそれを女性とのみ考えるのではなく、彼自身の心にある誘惑であつたとしても出来よう。^{注13}その誘惑の内実とは、「便利な国」の内実でもある。「何の師匠を求めるにも便りの好い」「生きた師匠ばかりではない。相談相手になる書物も、遠く足を運ばずに大学の図書館に行けば大抵間に合ふ」国でもある。「妄想」の主人は「フォルシユング」を目ざし、やがて「日本で学んだ學術の果実を歐羅巴へ輸出する時いつかは来るだらう」との期待も抱いていた。彼は「自分は結論文を持つて帰るのではない。将来発展すべき萌芽を持つてゐる積りである」とも言う。この「妄想」の「主人」の思いは「舞姫」の「法制の細目」よりも「法の精神」を尊びたいとする豊太郎の考えに符合する。しかし「妄想」の主人は「併し帰つて行く故郷には、その萌芽を育てる雰囲気が無い。少くも『まだ』無い。その萌芽も徒らに枯れてしまひはすまいかと氣遣はれる。そして自分は fatalistisch^{注14}な、

鈍い、陰気な感じに襲はれた」と昔を回想する。これはまた、「法の精神をだに得たらんには、紛々たる万事は破竹の如くなるべしなどと広言」する豊太郎を「人なみならぬ面もちしたる男」として排斥する官長や留學生仲間の価値観に符合するのである。

日本の風土の中で歴史的に培われた風俗伝統生活習慣といったものを、一概に旧弊として否定し、ヨーロッパの風土と歴史の中でヨーロッパ的に培われた結論としての文明文化をそのまま日本に移殖しようとした欧化主義時代の風潮に、鷗外は敢然と立ち向かい、日本の実態に即した生活様式その他を科学的に肯定する努力をした。それこそ「妄想」の主人が求めたフォルシュングではなかったか。しかし「懐かしい夢の国」(故郷・日本)の人々は「本の李阿弥説」を唱える主人を洋行帰りの保守主義者として「失望を以て」迎えたのである。

「妄想」中で唯一箇所鮮明な色彩を放っているのは、セイロンで現地人から「美しい、青い翼の鳥を買はせられた」という件りである。船員は「どうせ育ちませんぜ」と言ったという。果たしてこの「美しい、青い鳥」は横浜に着くまでに死んでしまった。「青い鳥」を買ったのが鷗外の経験であったか否か定かでない。しかしこの鳥の色彩的な鮮明さとともに、この件りはその象徴性においても鮮明である。あのメーテルリンクの「青い鳥」を敷いているのだろうが、その鳥が船中で死んでしまったと記すとき、自分の内に揺れ動く「夢の国」の將來への夢も死に果てたと言いたげである。

「立たなくてはならなかつたのではあるが、立たなくてはならないといふ義務の為に立つたのでは無い」と言っているように、「妄想」の主人にとって「夢の国」(故郷)への旅立ちには内発的な欲求でもあったのだ。しかしその故郷への旅立ちを促した内発的欲求も、実は「白い、優しい手」に象徴される「便利な国」(異郷・ドイツ)における判

断であり、現実の「夢の国」は「役者が舞台へ出て或る役を勤めてゐるに過ぎない」ような没主体を求めており、それを不満としながらも帰属意識を持つ限り、結局「役から役を勤め続け」ねばならない国であった。異郷の論理から次第に近づく故郷の論理に立ち帰るとき、なお「青い鳥」を飼う余裕が故郷にあるかのように考えたのは錯覚であることに気付き、「青い鳥」に餌を与え続け育てることが出来なくなったのだ。船員の「どうせ育ちませんぜ」という言葉は、風土の違うところには育たないという意味が、言外に含まれていたのかも知れない。

端的に言えば、彼が日本に帰属意識を抱く限りドイツは異郷である。彼にとつての現実的日常生活たる故郷の社会に息づく論理に埋没しなければ、彼は永久に非日常的世界としての異郷に取り残されることになる。それは決して帰国がかなわないという現実的意味ではなく、仮りに帰国しても故郷における魂の流民となることを意味するのである。

「舞姫」の豊太郎はこの辺りの事情をより視覚化現実化した形で、帰国の途を閉ざされているのである。つまり、エリスとの生活とは、自己内部の家郷(夢の国)への帰属意識を断ち、異郷の論理に生きることと象徴でもあるのだ。しかし豊太郎は天方伯の帰国の誘いに接し、若しこの手にしも縋らば、本国をも失ひ、名譽を挽きかへさん道をも絶ち、身はこの広漠たる歐洲大都の人の海に葬られんかと思ふ念、心頭を衝いて起れり

と考えている。彼にとつてはやはり故郷「夢の国」が自我の存立基盤となつていなのだ。豊太郎と鷗外のかかわりに論旨を戻そう。「妄想」の「懐しい、夢の国」は日本である。むしろ常識的に文脈をたどると「広狭種々の social な繁累的思想が」^{ソシアリティ}「individual な自我の上に

帰着してしまふ」と言つてはいるものの、「懐しい国」ではあつても日本は「夢の国」とはなり得ず、「便利な国」こそ「夢の国」であつても良いように思われる。にもかかわらず当時不便な国でもあつた日本をあえて「夢の国」としたのは、鷗外にとつても日本が精神構造上の存立基盤であつたことを意味しはしないか。豊太郎にとつて、異郷における自我の覚醒は、異郷の文化風土における価値への同化であり、豊太郎の精神構造が同時に家郷の日常性を求めるならば、自我は変貌せざるを得ないのである。そして注目したのは、そのような豊太郎を鷗外は突き離して描いている点である。確かに豊太郎の意志によるエリスとの離別という形では描かず、相沢に責任を転嫁し得るような設定（豊太郎は鷗外によって庇われている）にはしているが、相沢との信頼関係を断つ意志が豊太郎に見られない以上、豊太郎もまたエリスとの決別を容認したことになるのである。つまり、ドイツの文化風土と日本のそれとの狭間に呻吟する豊太郎像を浮き彫りにして見せたのは鷗外なのだ。

竹盛天雄氏は「冤罪」をこうむり、「暫時の間に無量の艱難を閲し尽す」という受難説話——わたくしの読み方によれば、貴種流離譚の変奏の一つという枠組みをもつていた（『豊太郎の反噬』昭47・8『国文学』）と言う。ドイツという異郷に流離した豊太郎にとって故郷復帰の条件は学問であつた。そして彼が「民間学」であるにせよ学問への執着を捨てなかつたことは、故郷復帰の条件を保持し続けていたことをも意味するだろう。したがって彼が帰郷世界たる故郷への途上抱く「恨」とは自己の精神構造に「fataleisch」（宿命論的）に植え込まれている帰郷意識への悲哀感を伴う「恨」とも言えはすまいか。

作品を一篇の悲恋物語と読む立場からは、実在のエリスと作中のエリスとの有りようは重視されることにならうが、鷗外の見た日本の現

状への警鐘として文明批評性を重視するとき、非倫理的とも言える豊太郎のエリスへの仕打ちをあえて描出することは、新しく憲法体制下に出発しようとする日本の将来が、非倫理的とも言ふべき非人間的傾向をより強化することになるといふ、鷗外なりの警告であつたとも読みとれるのである。

さらに付言すれば、ヨーロッパの自我のあり方を肯定的なものとしながらも、故郷の論理が変貌するまでは異郷の論理に執着することは不毛でしかないと断念（レジグナチオン）しながら、それをも自我の一つの有り方として積極性に転嫁する決意が含まれているのではなからうか。

注

- 1、蒲生芳郎氏「『舞姫』私見—その出発時における鷗外の『文学』の構想—」（昭42・10『文学』）
- 2、鷗外自身も「再び気取半之丞に与ふる書」（明23・4・29）5・6『国民新聞』で「略筆」「省筆」について触れている。
- 3、『増補森鷗外論考』の十六種とは別に昭和七年十一月発行の「春陽堂文庫」版『水沫集』上下巻があり、本文が『美奈和集』『改訂水沫集』とは相違しており、あるいは筆者未見の『縮刷水沫集』系統のものかとも思われる。
- 4、小堀桂一郎氏は「若き日の森鷗外」で「この作品をまず、すでに動かし難いものとしてそこにある、一個の所与としてうけとり、Submission au texte (G. Rudier) の立場を守つてこれを芸術作品として『読んで』ゆくことである」と言っている。
- 5、小堀桂一郎氏（既出）に、すでに詳しい校異があり、ここに校異を示すのは殊更の観もあるが、小堀氏の校異には『塵泥』本文が示さ

れていないので、あえて示すことにした。

- 6、推敲意図のせんさくは厳密には不可能かも知れない。また当代の用例や辞書によらずに軽々に行うべきではなからうが、字書から辞書への斧正は漢字漢語系統に限定された狭い印象を去り、より広範な百科全書的知識という印象を意図したためではないか。条例から法律への斧正は、当初条例は箇条書にされた法律を意味したのでらうが、明治二十一年四月公布の市制町村制の第十条で地方自治体の法律という意味が付与された。鵬外としては地方的レベルから国家レベルへの拡大を意図したのではないか。また原稿段階の法典から条例への意図は、典が第一義的には「大切な書物」を意味し、「善く法典を諳じ」とあるように「活きたる法典」は「活きたる辞書」と同様に、他を制約する能動的な相が稀薄な、静止的知識という印象が出て来るためではないか。
 - 7、平岡敏夫氏は「活きたる辞書」からさらに「活きたる法律」になることを求められている豊太郎は「(日本文学協会編『読書案内』中学・高校編) 昭57・2 大修館」と言っている。ここには辞書と法律とを質的に区別する解釈があるように思われる。
 - 8、三好行雄氏の注釈には「研究、探求。鵬外という *Forschung* とは主として実験的研究で、つねに独創的発見をめざして行なわれねばならない」とある。
 - 9、筑摩全集類聚版の三好氏の語注には「断念。放棄。甘んじてあきらめていること。」
 - 10、直接的には関係して来ないが、大日本帝国憲法が発効した第一帝國議会の前年十二月つまり憲法が明治二十二年二月に発布されたその年の十二月に山県有朋は内閣総理大臣となった。「舞姫」執筆と山県の総理就任の時期の先後関係は少し興味もたれるところだが、
- 11、直接的に憲法や教育勅語への反発とするよりも、そうした内容のものを生み出して行く精神風土に対するものと考えるべきだ。
 - 12、執筆動機について、妹小金井喜美子は「ちらちら同僚などの噂にのぼるので、ご自分からさつぱりと打明けたお積でせう」(『森於菟に』昭11・6「文学」と言っている。これは同じ「森於菟に」の中で「俺の親分気分がよく出て居るとひどく喜んで、ぐづぐづ蔭言をいふ奴等に正面からぶつつけてやるのはいい気持だ」と親友の賀古鶴所が言ったと伝えており、それが喜美子の動機の想像を保証している観もある。しかしながら、明治十三年に東京大学文学部にあった坪内逍遙が、ホートン教授の試験に際し「『ハムレット』の中の王妃ガートルードの性格を批評せよといふ問題を出したところ、逍遙は、うっかり東洋文学の理想を標準にして、道義批評をしてしまった」(柳田泉「小説神髓」『解説』岩波文庫 昭34・8) というようなことがあった。文学をも道義批評の対象とする者が多かった時代に、いかに「ぐづぐづ蔭言をいふ奴等に正面からぶつつけて」みても、その効果が期待できる時代であったか否か。寧ろ逆効果の可能性もあろう。果せるかな、作品発表直後に「撫象子」の痛烈な豊太郎批判が『女学雑誌』(明23・1)の「批評」欄に出ている。「吾れ一読の後ち躍り立つ迄に憤ふり、亦嘔吐するほどに胸わろくなれり、嗚呼此れ大学才子留学の末路か」とある。さすがに「撫象子」(巖本善造)は鵬外と豊太郎とを区別しているようではあるが、登場人物への倫理批評とはなっている。このような時代に、文学に関心を持っていくとは思えない陸軍内部の同僚に向けて、實在のエリスと同名の人物を登場させ、さらには谷沢氏が、鵬外はエリスについては「遂に

作者は一片の瑕瑾をも挙げない。悲劇を招いた一切の罪は太田個人に帰せられ、エリスは完全な意味での犠牲者とされる(既出)と指摘しているような描き方をするのは逆効果でもあるだろう。それとも鷗外はいさぎよさの美学によって事を処理しようとしたとでも言うのだろうか。

13、三好氏の注釈には「鷗外をひきとめる 具体的なドイツ女性(たとえば愛人など)を想定する解釈もあるが、もっと単純に、去り難い心情の比喩と解することもできる。」とあり、また小堀桂一郎氏も「作品の主人公に作者の分身を認めるのはよいとしても、それは内面のつながりにかざるべきであり、具体的事実にいたるまで彼我一致させて考えるべきことではない(既出)」「舞姫エリスは(中略)へ白い優しい手Vの持主であったばかりではない。むしろエリスこそはへ自然科学を育てる雰囲気のある便利な国Vへ何の師匠を求めるにも便りの好い、文化の国Vの家徴であった」(同)と言っている。

14、原文の船員の言葉は「*Il ne vivra pas!*」^{イニス・キウ・バブ}となっている。便宜に三好氏の訳の方を引いた。

15、三好氏は「社会の。社会的の。」と注する。

16、三好氏は「個性の。個人的。」と注する。

17、拙稿「異郷を目指す青年たち」(和田繁二郎博士古稀記念論文集「日本文学―伝統と近代」)未刊 和泉書院)でもこの点について触れた。

付記 管見によれば、磯貝英夫氏(『啓蒙批評時代の鷗外(上)』昭47・11 『文学』)重松泰雄氏(『舞姫』前夜 昭52・9 『文学』)田中実氏(『舞姫』背景考 昭53・3 『国語と国文学』)らは、鷗外の「千載ノ一遇」(明22・2 『東京医事新報』)や「衛生新誌の真面目」(明22・3 『衛生新誌』)を根拠に、鷗外が帝國憲法の発布について肯定的であったとする。しかし果たして鷗外は

「歓喜」(田中氏)していたと言い得るだろうか。「憲法発布への讚美」(重松氏)として前記二篇の文章を解釈することには不安がある。最も慎重なのは磯貝氏で「憲法発布を千載の一遇として特筆大書している」としながらも、「欽定憲法の讚についてはいろいろな議論はあろうが」と述べ、「鷗外の民主社会への共鳴である」と言う。

私見によれば、前記二篇の文章は、直接に憲法もしくはその発布を話題にする意図のもとに書かれたものではなく、むしろ憲法発布の期を国家にとっての一大画期として「特筆大書」して強調し印象づけることによって、医学界の画期の気運を必然化し、刷新の必要性を印象づけようとしたかの観が強い。したがって当然のことながら「特筆大書」されることにはなるが、これは憲法内容自体というよりも、形式として、立憲国としての体制の成立という画期的事件が強調されたのではないか。

On Ohgai Mori's 'the Dancing Lady'
—dictionary, law, and so on—

Takashi ASADA

Summary

Ohgai Mori's 'the Dancing Lady' has been studied by lots of students, Still much remains to be solved. In this paper, some attempts of the writer's own are made to clear up the problems.